

『きれいなごみステーションにするために』

# ごみステーション管理代表者用マニュアル (集合住宅用)



ごみステーションは、地域を映す鏡です。ごみを分別しないで出したり、ルールを守らずに出してしまうとごみが収集されないまま残ってしまいます。残されたごみはカラスや猫などの鳥獣により荒らされたり、ごみのごみを呼び周辺的生活環境の悪化につながります。

本マニュアルは、きれいなごみステーションを保つため、ごみの出し方、清掃のあり方など基本的な管理について、記載いたしました。このマニュアルを活用し、入居者への説明や、より良いごみステーションの管理体制の構築に役立てていただければ幸いです。

福島県 相馬市

## 1. ごみ出しのルールについて

市内の一部のごみステーションでは、「燃やすごみ・燃やさないごみ」の中にリサイクル可能な資源物、紙類が多く混入しているなど分別が徹底されていないごみ袋が見受けられます。以下に基本的なルールを記載いたしますので、管理代表者の方が中心となって利用者へごみ出しルールの周知をお願いします。

アパート等のごみステーション利用者の中には、ごみ出しのルールを把握していないため指定日や時間を守らずごみを出す方や、市では収集しない粗大ごみや多量のごみをごみステーションに出したまま引っ越してしまう方が見受けられます。このようなことがないように利用者に対して周知の徹底をお願いします。

### ① ごみは指定袋に入れて出しましょう

相馬市には、**燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物(びん・缶)、資源物(発泡スチロール製トレイ・箱、プラスチック容器)**の**4種類**の指定袋(大45L、小30L)があります。ごみを出すときは指定袋に入れて出してください。

### ② 個人登録番号を記入しましょう

また、ごみステーションには**ごみステーション番号**があり、利用者には**ごみステーション個人登録番号**が割り振られています。ごみを出す際に、指定袋にこの2つの番号を書き入れて出すよう周知してください。なお、番号はごみ収集カレンダー配布時に同封されているごみステーション管理カードに記載されておりますのでご確認ください。



### ③ 指定日・出す時間を守りましょう

ごみ収集カレンダーの指定日を確認し、当日の早朝から**午前8時半**までに指定袋に入れて出すよう周知してください。指定時間外にごみを出すことで悪臭や鳥獣によりごみを荒らされる等の悪影響が生じます。

※前日や夜間には出さないでください。

### ④ 種類ごとに分けましょう

資源物、紙類は収集後、リサイクル業者へ引き渡され、もう一度資源として利用されます。資源の有効利用のために燃やすごみ、燃やさないごみの中に資源物、紙類を入れず、それぞれ種類ごとに分けて出してください。

※きちんと分別できていない**ルール違反のごみ袋は、収集しません**。

※P2, 3に留意事項を記載しておりますので、適正な分別ルールを再確認し、利用者への周知をお願いします。

**燃やすごみ**

青色の指定袋に入れて出してください

**生ごみ**



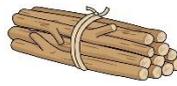
水をよく切って

**紙くず**



紙類に出せない  
もの

**剪定枝・木材**



長さ 30cm 以内に  
切って束ねて

**紙おむつ**



汚物は取り除いて

紙製容器包装、牛乳パック等はリサイクルのために  
紙類に出しましょう

**燃やさないごみ**

陶磁器・ガラスくず・鏡・

プラスチック製品・ゴム製品

**刃物類**



刃の部分  
梱包して

**小型家電製品**



指定袋に入るもののみ

緑色の指定袋に入れて出してください

**スプレー缶・ライター**



穴を開けずに  
使い切って

指定袋はありませんので  
透明・半透明の袋で中身が  
判るように出してください

お弁当の容器などのプラスチック容器は洗って  
資源物に出しましょう

**資源物**

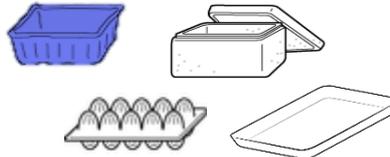
**びん・缶**



赤色の指定袋に  
入れて出して  
ください

**発泡スチロール製トレイ・箱**

**プラスチック容器**



紫色の指定袋に入れて  
出してください

**ペットボトル**



ラベルは  
燃えるごみ  
キャップは  
燃やさないごみ

紫色の指定袋に  
ペットボトルだけ入れて  
出してください

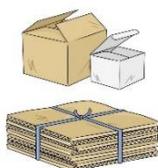
きれいに洗って乾かしてから出してください  
お菓子の袋などの薄いビニールは ♻️ マークがついていても  
燃やすごみに出してください

## 紙類

### 新聞紙



### 段ボール



### 雑誌



### 紙製容器包装 (菓子箱・包装紙・紙袋など)



### 牛乳パック



水洗いして開く

それぞれ分別し、ひもで束ねて出してください

リサイクルのために燃やすごみではなく紙類に出しましょう

## 有害ごみ

### 乾電池・ボタン電池



### 蛍光管



### 水銀計



指定袋はありませんので透明・半透明の袋で中身が判るように出してください

## 2. 市で収集しないもの

市では、指定袋に入らないもの（粗大ごみ）や引越しの時などの多量のごみ、各リサイクル法で定められているものは収集しません。

◇粗大ごみ（指定袋に入らないもの）や引越し時などの多量のごみは以下の方法で適切に処分してください。いずれも有料になります。

- ・布団、畳、多量の燃やすごみは光陽クリーンセンター（相馬市光陽三丁目 2-17、☎35-5637）へ自己搬入する。
- ・家具や自転車などの粗大ごみ、多量の燃やさないごみ、資源物は(株)相馬リサイクルセンター（相馬市光陽四丁目 1-3、☎63-2088）に自己搬入する。
- ・運搬と処分を依頼する場合は相双環境管理事業協同組合（☎35-6521）に電話する。

※(株)相馬リサイクルセンター、光陽クリーンセンターに自己搬入する場合は事前に各施設に連絡してください。

◇テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣服乾燥機は法律により小売業者による引取り及び製造業者等によるリサイクルが義務づけられています。以下のいずれかの方法で処分してください。

- ①購入した店、もしくはこれから購入する店に依頼する。
- ②郵便局でリサイクル券を買い、指定取引場所へ搬入する。

※一部の簡易郵便局では家電リサイクル券を置いていませんので、事前にお近くの郵便局にご確認ください。

※市内から一番近い指定取引場所は(株)高良原町第一営業所（南相馬市原町区上渋佐字原田 150-1、☎25-4505）です。

◇**パソコン本体、ディスプレイ、ノートパソコン等**は法律によりメーカーによる回収・リサイクルが義務づけられています。処分する際は**パソコンメーカーに直接お申込み**をしてください。なお、メーカーが不明、自作パソコン等の場合はパソコン3R推進協会（☎03-5282-7685）にご相談ください。**一部の家電量販店ではパソコン回収を行っております**。詳しくはパソコン3R推進協会のHP (<http://www.pc3r.jp/>) でご確認ください。

### 3. ごみステーションの管理について

#### ① ごみステーションの適正な管理

ごみステーションの適正な管理は、利用者全体での協力や管理が重要となります。利用者間で実情に応じたルールや注意点などの情報を共有する場を設けることも大切です。また、ごみステーションの清潔保持のために、清掃を担当制にするなど、管理のルールを明確にすることが有効です。

#### ② ごみステーションの施設管理

ごみステーションに専用の箱や小屋、鳥獣被害対策ネット、看板等を設置している場合、定期的に不具合や破損がないか確認することも重要です。破損等を放置しておく、ごみの散乱の原因にもなります。なお、ネット利用の場合は通行者などの支障にならないようきちんと管理をしてください。

また、ごみステーションの周辺に路上駐車があると収集に支障をきたす場合があります。周辺には路上駐車をしないように周知をお願いします。

#### ③ ルール違反のごみ

指定日やごみの分別が守られていない等の**ルール違反のごみ**は、市が委託している収集業者により、指導シールが貼られ、**収集いたしません**。ごみを出した方が特定できる場合は、シールにチェックされている項目を確認し出さなおすよう指導してください。

※指導シールが貼られたごみが長期間ごみステーションに残されたままの場合は、生活環境課までご連絡ください。

**このごみは、ルールが  
守られていないため収集しません**

指定日を守って出してください。  きれいに洗って出してください。  
 ごみの分別がされていません。  指定された方法で出してください。

— 以下のものは収集しません。

<input type="checkbox"/> 各種リサイクル対象品(家電・パソコン)	<input type="checkbox"/> 粗大ごみ
<input type="checkbox"/> 事業系一般廃棄物	<input type="checkbox"/> 市では処理できないもの

**出した方は、近隣の迷惑になりますので  
ルールを確認して出さなおしてください**

**正しくごみを出してきれいなごみステーションを保ちましょう！**  
ごみの出し方でわからないことがありましたら生活環境課までお問い合わせください。

**相馬市生活環境課(37-2143)** **月 日**



#### ④ ごみステーションの新設・移動・廃止の手続き

ごみステーションの新設、移動、廃止を行う場合は、市への手続きが必要です。また、新設・移動の場合、収集計画の見直しや、収集時の安全性を確認する必要があるため、事前に生活環境課へ協議をお願いいたします。協議に時間がかかる場合もありますので、早めにご相談ください。

### 4. 市が配布するもの

市では地区の清潔なごみステーションの維持に役立てていただくため以下のものを配布しています。ご利用を希望される管理代表者の方は**生活環境課(☎37-2143)**まで連絡願います。

#### ① ごみステーション看板

ごみステーションの利用上の注意を記載した看板を配布します。



#### ごみステーション利用上の注意

●ごみステーション利用は登録制です。

〔登録者以外の方がゴミを捨てるのは**不法投棄**です。〕  
〔不法投棄を発見した場合は**警察署**に通報します。〕

●粗大ごみは収集しません。

●指定日・分別ルールを守りましょう。

●分別が守られていないゴミは、収集しません。

・相馬市民生部生活環境課 ・ごみステーション管理者

#### ② 鳥獣被害（ごみの飛散防止）対策用ネット

カラス等の鳥獣被害（ごみの飛散）対策用ネットをご利用のごみステーションに合ったサイズに切って配布します。不用となったネットの再用品を活用しています。

#### ③ 注意喚起の表示板

ごみステーションの実情に応じた内容の注意喚起の表示板を作成いたします（大きさはA3用紙サイズまで）。雨等で劣化しないようラミネート加工したものを配布します。

※設置につきましては、ごみステーション管理代表者や利用者等をお願いいたします。



#### 禁止事項

ここは、〇〇〇自治会のごみステーションです。  
登録者以外の方は、ごみを捨てないでください。  
不法投棄は、犯罪です。

〇〇自治会  
〇〇ごみステーション管理者

#### ④ ごみステーション管理用ごみ袋

ごみステーションの清掃など管理に必要な指定袋を配布しています。

## 5. ごみステーションの紹介

市内のごみステーションは、道路脇や側溝の上を利用したものなど様々です。その中でより良い管理のために工夫している事例を紹介いたします。地域の実情にあったものを取り入れるなど今後の管理の参考にしてください。

### Aステーションの事例

- ① 鳥獣、風によりごみが散乱することがないようにごみステーション専用の小屋を設けている。
- ② 時間外のごみ出しをなくすために鍵を設置し、開閉管理することで、朝の時間のみ捨てることができる環境を作っている。
- ③ ごみステーションを清掃する人を明確にするために当番制にしている。



### Bステーションの事例

- ① 鳥獣、風によりごみが散乱することがないように専用の箱を設置している。



### Cステーションの事例

- ① 鳥獣に荒らされないようネットを設置している。また、ごみを出す人がきちんとネットを掛けるようルールを作っている。
- ② 通行の妨げにならないよう整然と置いている。
- ③ 利用者全員が分別ルールを把握しているためきれいなごみステーションを維持できている。



本マニュアルを参考にごみステーションの形状、清掃・管理体制に合った管理をお願いします。

**4R運動を推進し、**

**ごみの少ない、きれいな街、そうま  
を目指しましょう！**



発行元 民生部 生活環境課 生活環境係  
電 話 37-2143 FAX 35-1760  
平成30年3月作成